

平成31年2月6日

まちづくり委員会資料

平成31年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第5号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 改正概要

資料 2 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

参考資料 建築基準法の一部改正 新旧対照表

まちづくり局

川崎市手数料条例の一部を改正する条例 改正概要

1 改正の概要

建築基準法の一部改正（平成30年6月27日公布、公布の日より1年以内の日で施行）に伴い、手数料条例の改正を行う。

2 建築基準法の一部改正内容

(1) 既存建築物の用途の変更に伴う工事の全体計画の認定制度の導入（法第87条の2）

【現行】既存不適格建築物について、特定行政庁が2以上の工事の全体計画について認めた場合、当該2以上の工事に分けて**増築等**の工事を行うことができる。



【改正】既存不適格建築物について、増築等を伴わない用途変更についても、特定行政庁が2以上の工事の全体計画について認めた場合、当該2以上の工事に分けて工事を行うことができる。

(2) 一時的に他の用途に転用する建築物の許可制度の導入（法第87条の3）

【現行】仮設興行場等の建築物を新築、増築、改築又は移転する場合であって、特定行政庁が許可したもののについては、法の一部の規定が適用除外される。



【改正】既存建築物の用途を変更して一時的に興行場など他の用途として使用する場合についても、特定行政庁が許可したもののについては、同様に法の一部の規定が適用除外される。

3 改正内容

建築基準法の一部改正に伴い、上記2（1）、（2）の申請に対する審査に係る手数料を定めるほか、所要の整備を行う。

(1) 既存建築物の用途の変更に伴う工事の全体計画の認定

【法第87条の2第1項】

既存建築物の用途の変更に伴う工事の**全体計画の認定**の申請に対する審査に係る手数料

1件につき 120,000円

【法第87条の2第2項】

既存建築物の用途の変更に伴う工事の**全体計画の変更の認定**の申請に対する審査に係る手数料

1件につき 120,000円

(2) 一時的に他の用途に転用する建築物の許可

【法第87条の3第5項】

一時的に**興行場**など他の用途に転用する建築物の許可の申請に対する審査に係る手数料

1件につき 120,000円

【法第87条の3第6項】

一時的に**特別興行場**など他の用途に転用する建築物の許可の申請に対する審査に係る手数料

1件につき 160,000円

4 施行期日

建築基準法の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行

改正後	改正前
<p>○川崎市手数料条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、<u>第280号</u>の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1)～(193)</p> <p>(194) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認申請又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく通知に対する審査</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき 10,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき 18,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき 28,000円</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件につき 36,000円</p> <p>オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 66,000円</p> <p>カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 93,000円</p> <p>キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 160,000円</p> <p>ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 280,000円</p> <p>ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件につき 370,000円</p> <p>コ 床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1件につき 460,000円</p> <p>サ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1件につき 900,000円</p> <p>床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じて定める面積について算定する。</p> <p>ア 建築物を建築する場合(イに掲げる場合及び移転する場合を除く。)当該建築に係る部分の床面積</p> <p>イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)</p> <p>ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(エに掲げる場合を除く。)当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>(195) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第16項の規定に基づく通知に係る完了検査</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき 16,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき 19,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき 25,000円</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件につき 34,000円</p> <p>オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 58,000円</p> <p>カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 78,000円</p> <p>キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 120,000円</p> <p>ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 190,000円</p> <p>ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの</p>	<p>○川崎市手数料条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、<u>第276号</u>の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1)～(193)</p> <p>(194) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認申請又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく通知に対する審査</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき 10,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき 18,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき 28,000円</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件につき 36,000円</p> <p>オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 66,000円</p> <p>カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 93,000円</p> <p>キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 160,000円</p> <p>ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 280,000円</p> <p>ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件につき 370,000円</p> <p>コ 床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1件につき 460,000円</p> <p>サ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1件につき 900,000円</p> <p>床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じて定める面積について算定する。</p> <p>ア 建築物を建築する場合(イに掲げる場合及び移転する場合を除く。)当該建築に係る部分の床面積</p> <p>イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)</p> <p>ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(エに掲げる場合を除く。)当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>(195) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第16項の規定に基づく通知に係る完了検査</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき 16,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき 19,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき 25,000円</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件につき 34,000円</p> <p>オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 58,000円</p> <p>カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 78,000円</p> <p>キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 120,000円</p> <p>ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 190,000円</p> <p>ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの</p>

改正後	改正前
<p>もの 1 件につき 240,000円</p> <p>コ 床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1 件につき 300,000円</p> <p>サ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1 件につき 610,000円</p> <p>床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p> <p>(196) 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第19項の規定に基づく通知に係る中間検査を受けた場合の同法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第16項の規定に基づく通知に係る完了検査</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1 件につき 15,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1 件につき 18,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1 件につき 24,000円</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1 件につき 31,000円</p> <p>オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1 件につき 55,000円</p> <p>カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1 件につき 75,000円</p> <p>キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1 件につき 110,000円</p> <p>ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1 件につき 180,000円</p> <p>ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1 件につき 230,000円</p> <p>コ 床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1 件につき 290,000円</p> <p>サ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1 件につき 600,000円</p> <p>床面積の合計の算定については、前号の床面積の算定方法を準用する。</p> <p>(197) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第16項の規定に基づく通知に係る完了検査（当該完了検査の対象に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画又は当該計画の変更に係る建築物（以下この号において「判定建築物」という。）が含まれる場合に限る。）</p> <p>ア 新築に係る完了検査 1 件につき 前2号に規定する額に次に掲げる判定建築物の区分に応じ次に規定する額を加えた額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 38,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 95,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 180,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 220,000円</p> <p>イ 増築又は改築に係る完了検査 1 件につき 前2号に規定する額に次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額を加えた額</p> <p>(ア) 増築又は改築に係る部分についてのみ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号、第268号及び第270号において「基準省令」という。）第1条第1項第1号イ又はロに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる判定建築物の区分に応じ次に規定する額</p>	<p>もの 1 件につき 240,000円</p> <p>コ 床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1 件につき 300,000円</p> <p>サ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1 件につき 610,000円</p> <p>床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p> <p>(196) 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第19項の規定に基づく通知に係る中間検査を受けた場合の同法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第16項の規定に基づく通知に係る完了検査</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1 件につき 15,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1 件につき 18,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1 件につき 24,000円</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1 件につき 31,000円</p> <p>オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1 件につき 55,000円</p> <p>カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1 件につき 75,000円</p> <p>キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1 件につき 110,000円</p> <p>ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1 件につき 180,000円</p> <p>ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1 件につき 230,000円</p> <p>コ 床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1 件につき 290,000円</p> <p>サ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1 件につき 600,000円</p> <p>床面積の合計の算定については、前号の床面積の算定方法を準用する。</p> <p>(197) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第16項の規定に基づく通知に係る完了検査（当該完了検査の対象に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画又は当該計画の変更に係る建築物（以下この号において「判定建築物」という。）が含まれる場合に限る。）</p> <p>ア 新築に係る完了検査 1 件につき 前2号に規定する額に次に掲げる判定建築物の区分に応じ次に規定する額を加えた額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 38,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 95,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 180,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 220,000円</p> <p>イ 増築又は改築に係る完了検査 1 件につき 前2号に規定する額に次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額を加えた額</p> <p>(ア) 増築又は改築に係る部分についてのみ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号、第264号及び第266号において「基準省令」という。）第1条第1項第1号イ又はロに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる判定建築物の区分に応じ次に規定する額</p>

改正後	改正前
<p>a 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円</p> <p>b 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 38,000円</p> <p>c 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 95,000円</p> <p>d 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円</p> <p>e 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 180,000円</p> <p>f 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 220,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の場合 1件につき アに規定する額</p> <p>非住宅部分の床面積の合計は、工場その他エネルギーの使用の状況に関してこれに類する判定建築物の部分で市長が認めるものに係る床面積を除いて算定する。</p> <p>(198) 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第19項の規定に基づく通知に係る中間検査</p> <p>ア 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき 15,000円</p> <p>イ 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき 18,000円</p> <p>ウ 中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき 23,000円</p> <p>エ 中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件につき 32,000円</p> <p>オ 中間検査を行う部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 52,000円</p> <p>カ 中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 70,000円</p> <p>キ 中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 100,000円</p> <p>ク 中間検査を行う部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 160,000円</p> <p>ケ 中間検査を行う部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件につき 210,000円</p> <p>コ 中間検査を行う部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1件につき 260,000円</p> <p>サ 中間検査を行う部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1件につき 530,000円</p> <p>(199) 建築基準法第87条の4若しくは同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認申請又は同法第87条の4若しくは同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査</p> <p>ア 建築設備又は工作物（以下「建築設備等」という。）を設置し、又は築造する場合（イに掲げる場合を除く。）</p> <p>(ア) 小荷物専用昇降機以外の建築設備 1件につき 17,000円</p> <p>(イ) 小荷物専用昇降機 1件につき 8,000円</p> <p>(ウ) 工作物 1件につき 15,000円</p> <p>イ 確認を受けた建築設備等の計画の変更をして建築設備等を設置し、又は築造する場合</p> <p>(ア) 小荷物専用昇降機以外の建築設備 1件につき 10,000円</p> <p>(イ) 小荷物専用昇降機 1件につき 5,000円</p> <p>(ウ) 工作物 1件につき 9,000円</p> <p>(200) 建築基準法第87条の4若しくは同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第87条の4若しくは同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第16項の規定に基づく通知に係る完了検査</p> <p>ア 小荷物専用昇降機以外の建築設備 1件につき 21,000円</p> <p>イ 小荷物専用昇降機 1件につき 13,000円</p> <p>ウ 工作物 1件につき 15,000円</p> <p>(201) 建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における同法第6条第1項の規定に基づく確認申請</p>	<p>a 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円</p> <p>b 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 38,000円</p> <p>c 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 95,000円</p> <p>d 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円</p> <p>e 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 180,000円</p> <p>f 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 220,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の場合 1件につき アに規定する額</p> <p>非住宅部分の床面積の合計は、工場その他エネルギーの使用の状況に関してこれに類する判定建築物の部分で市長が認めるものに係る床面積を除いて算定する。</p> <p>(198) 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第19項の規定に基づく通知に係る中間検査</p> <p>ア 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき 15,000円</p> <p>イ 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき 18,000円</p> <p>ウ 中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき 23,000円</p> <p>エ 中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件につき 32,000円</p> <p>オ 中間検査を行う部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 52,000円</p> <p>カ 中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 70,000円</p> <p>キ 中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 100,000円</p> <p>ク 中間検査を行う部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 160,000円</p> <p>ケ 中間検査を行う部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件につき 210,000円</p> <p>コ 中間検査を行う部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1件につき 260,000円</p> <p>サ 中間検査を行う部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1件につき 530,000円</p> <p>(199) 建築基準法第87条の2若しくは同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認申請又は同法第87条の2若しくは同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査</p> <p>ア 建築設備又は工作物（以下「建築設備等」という。）を設置し、又は築造する場合（イに掲げる場合を除く。）</p> <p>(ア) 小荷物専用昇降機以外の建築設備 1件につき 17,000円</p> <p>(イ) 小荷物専用昇降機 1件につき 8,000円</p> <p>(ウ) 工作物 1件につき 15,000円</p> <p>イ 確認を受けた建築設備等の計画の変更をして建築設備等を設置し、又は築造する場合</p> <p>(ア) 小荷物専用昇降機以外の建築設備 1件につき 10,000円</p> <p>(イ) 小荷物専用昇降機 1件につき 5,000円</p> <p>(ウ) 工作物 1件につき 9,000円</p> <p>(200) 建築基準法第87条の2若しくは同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第87条の2若しくは同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第16項の規定に基づく通知に係る完了検査</p> <p>ア 小荷物専用昇降機以外の建築設備 1件につき 21,000円</p> <p>イ 小荷物専用昇降機 1件につき 13,000円</p> <p>ウ 工作物 1件につき 15,000円</p> <p>(201) 建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における同法第6条第1項の規定に基づく確認申請</p>

改正後	改正前
<p>全体計画の変更の認定の申請に対する審査 1件につき 120,000円 (243) 建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく既存建築物の工事の全体計画の認定の申請に対する審査 1件につき 120,000円 (244) 建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく既存建築物の工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査 1件につき 120,000円 (245) 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく一時的に他の用途に変更して使用する建築物の許可の申請に対する審査 1件につき 120,000円 (246) 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく一時的に他の用途に変更して使用する建築物の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円 (247) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の16第2号の規定に基づく移転の認定の申請に対する審査 1件につき 27,000円 (248) 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の4第1項第1号から第6号までに掲げる書類(以下「建築計画概要書等」という。)の写しの交付 1件につき 300円 1の建築計画概要書等ごとに1件とする。ただし、建築基準法施行規則第11条の4第1項第5号に掲げる処分等概要書の写しと当該処分等概要書に係る同項第1号又は第2号に掲げる建築計画概要書又は築造計画概要書の写しの交付の申請が同時に行われる場合は、1件とみなす。 (249)～(257) 略 (258) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく同条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画(以下「長期優良住宅建築等計画」という。)の認定の申請(以下この号及び次号において「認定申請」という。)に対する審査 ア 認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物又は建築物の部分(以下この号において「申請建築物等」という。)の当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ次に規定する額を当該申請建築物等について同時に認定申請をする住戸の数の合計数(以下この号において「同時申請戸数」という。)で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) (ア) 申請建築物等の新築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額 a 1戸 6,000円 b 2戸以上5戸以下 12,000円 c 6戸以上10戸以下 21,000円 d 11戸以上30戸以下 31,000円 e 31戸以上50戸以下 58,000円 f 51戸以上100戸以下 99,000円 g 101戸以上200戸以下 160,000円 h 201戸以上300戸以下 200,000円 i 301戸以上 210,000円 (イ) 申請建築物等の増築又は改築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額 a 1戸 9,100円 b 2戸以上5戸以下 18,000円 c 6戸以上10戸以下 32,000円 d 11戸以上30戸以下 46,000円 e 31戸以上50戸以下 87,000円 f 51戸以上100戸以下 150,000円 g 101戸以上200戸以下 250,000円 h 201戸以上300戸以下 300,000円 i 301戸以上 320,000円 イ 申請建築物等に係る住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に定める耐震等級(構造躯体の倒壊等防止に係るものに限る。))</p>	<p>全体計画の変更の認定の申請に対する審査 1件につき 120,000円 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (243) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の16第2号の規定に基づく移転の認定の申請に対する審査 1件につき 27,000円 (244) 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の4第1項第1号から第6号までに掲げる書類(以下「建築計画概要書等」という。)の写しの交付 1件につき 300円 1の建築計画概要書等ごとに1件とする。ただし、建築基準法施行規則第11条の4第1項第5号に掲げる処分等概要書の写しと当該処分等概要書に係る同項第1号又は第2号に掲げる建築計画概要書又は築造計画概要書の写しの交付の申請が同時に行われる場合は、1件とみなす。 (245)～(253) 略 (254) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく同条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画(以下「長期優良住宅建築等計画」という。)の認定の申請(以下この号及び次号において「認定申請」という。)に対する審査 ア 認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物又は建築物の部分(以下この号において「申請建築物等」という。)の当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ次に規定する額を当該申請建築物等について同時に認定申請をする住戸の数の合計数(以下この号において「同時申請戸数」という。)で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) (ア) 申請建築物等の新築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額 a 1戸 6,000円 b 2戸以上5戸以下 12,000円 c 6戸以上10戸以下 21,000円 d 11戸以上30戸以下 31,000円 e 31戸以上50戸以下 58,000円 f 51戸以上100戸以下 99,000円 g 101戸以上200戸以下 160,000円 h 201戸以上300戸以下 200,000円 i 301戸以上 210,000円 (イ) 申請建築物等の増築又は改築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額 a 1戸 9,100円 b 2戸以上5戸以下 18,000円 c 6戸以上10戸以下 32,000円 d 11戸以上30戸以下 46,000円 e 31戸以上50戸以下 87,000円 f 51戸以上100戸以下 150,000円 g 101戸以上200戸以下 250,000円 h 201戸以上300戸以下 300,000円 i 301戸以上 320,000円 イ 申請建築物等に係る住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に定める耐震等級(構造躯体の倒壊等防止に係るものに限る。))</p>

改正後	改正前
<p>に係る評価が建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算によるものを除く。<u>第260号</u>において同じ。)が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額を同時申請戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>(ア) 1戸 15,000円 (イ) 2戸以上5戸以下 57,000円 (ウ) 6戸以上10戸以下 92,000円 (エ) 11戸以上30戸以下 170,000円 (オ) 31戸以上50戸以下 300,000円 (カ) 51戸以上100戸以下 450,000円 (キ) 101戸以上200戸以下 830,000円 (ク) 201戸以上300戸以下 1,100,000円 (ケ) 301戸以上 1,400,000円</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>1件につき 次に掲げる申請建築物等の当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ次に規定する額を同時申請戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>(ア) 申請建築物等の新築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 1戸 45,000円 b 2戸以上5戸以下 110,000円 c 6戸以上10戸以下 170,000円 d 11戸以上30戸以下 340,000円 e 31戸以上50戸以下 600,000円 f 51戸以上100戸以下 1,000,000円 g 101戸以上200戸以下 1,900,000円 h 201戸以上300戸以下 2,700,000円 i 301戸以上 3,400,000円</p> <p>(イ) 申請建築物等の増築又は改築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 1戸 68,000円 b 2戸以上5戸以下 160,000円 c 6戸以上10戸以下 260,000円 d 11戸以上30戸以下 510,000円 e 31戸以上50戸以下 910,000円 f 51戸以上100戸以下 1,600,000円 g 101戸以上200戸以下 2,900,000円 h 201戸以上300戸以下 4,100,000円 i 301戸以上 5,000,000円</p>	<p>に係る評価が建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算によるものを除く。<u>第256号</u>において同じ。)が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額を同時申請戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>(ア) 1戸 15,000円 (イ) 2戸以上5戸以下 57,000円 (ウ) 6戸以上10戸以下 92,000円 (エ) 11戸以上30戸以下 170,000円 (オ) 31戸以上50戸以下 300,000円 (カ) 51戸以上100戸以下 450,000円 (キ) 101戸以上200戸以下 830,000円 (ク) 201戸以上300戸以下 1,100,000円 (ケ) 301戸以上 1,400,000円</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>1件につき 次に掲げる申請建築物等の当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ次に規定する額を同時申請戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>(ア) 申請建築物等の新築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 1戸 45,000円 b 2戸以上5戸以下 110,000円 c 6戸以上10戸以下 170,000円 d 11戸以上30戸以下 340,000円 e 31戸以上50戸以下 600,000円 f 51戸以上100戸以下 1,000,000円 g 101戸以上200戸以下 1,900,000円 h 201戸以上300戸以下 2,700,000円 i 301戸以上 3,400,000円</p> <p>(イ) 申請建築物等の増築又は改築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 1戸 68,000円 b 2戸以上5戸以下 160,000円 c 6戸以上10戸以下 260,000円 d 11戸以上30戸以下 510,000円 e 31戸以上50戸以下 910,000円 f 51戸以上100戸以下 1,600,000円 g 101戸以上200戸以下 2,900,000円 h 201戸以上300戸以下 4,100,000円 i 301戸以上 5,000,000円</p>
<p><u>(259)</u> 長期優良住宅普及促進法第6条第2項後段の規定に基づく建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書(以下「確認申請書」という。)の提出が行われた場合における長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定申請に対する審査</p> <p>1件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額(第199号に掲げる場合に該当する場合にあっては同号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額、確認申請書に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては第194号に規定する額に昇降機1基につき第199号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加えた額。<u>第261号</u>において同じ。)を加えた額</p> <p><u>(260)</u> 長期優良住宅普及促進法第8条第1項及び同条第2項において準用する長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更(工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。)の認定の申請(以下この号から<u>第262号</u>までにおいて「変更認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 変更認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録住宅性能評価機関が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 当該変更認定申請に係る建築物又は建築物の部分(以下この号において「申請建築物等」という。)の当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ<u>第258号ア(ア)又は(イ)</u>に規定する額に2分の1を乗じて得た額を当該変更認定申請をする際に長期優良住宅普及</p>	<p><u>(255)</u> 長期優良住宅普及促進法第6条第2項後段の規定に基づく建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書(以下「確認申請書」という。)の提出が行われた場合における長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定申請に対する審査</p> <p>1件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額(第199号に掲げる場合に該当する場合にあっては同号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額、確認申請書に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては第194号に規定する額に昇降機1基につき第199号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加えた額。<u>第257号</u>において同じ。)を加えた額</p> <p><u>(256)</u> 長期優良住宅普及促進法第8条第1項及び同条第2項において準用する長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更(工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。)の認定の申請(以下この号から<u>第258号</u>までにおいて「変更認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 変更認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録住宅性能評価機関が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 当該変更認定申請に係る建築物又は建築物の部分(以下この号において「申請建築物等」という。)の当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ<u>第254号ア(ア)又は(イ)</u>に規定する額に2分の1を乗じて得た額を当該変更認定申請をする際に長期優良住宅普及</p>

改正後	改正前
<p>促進法第6条第1項の認定を受けている当該申請建築物等の住戸の数の合計数（以下この号において「既認定戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>イ 申請建築物等に係る住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合 1件につき 当該変更認定申請に係る申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ第258号イ(ア)から(ケ)までに規定する額に2分の1を乗じて得た額を既認定戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合 1件につき 申請建築物等の当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ第258号ウ(ア)又は(イ)に規定する額に2分の1を乗じて得た額を既認定戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p><u>(261)～(263) 略</u></p> <p><u>(264)</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を建築物省エネ法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関（第266号、第270号、第272号及び第274号において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。）が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合 (ア) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号、第266号、第270号、第272号及び第274号において同じ。） 1件につき 4,900円 (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分（人の居住の用に供する建築物の部分のうち住戸の部分を用いる。以下この号において同じ。） 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 4,900円 (b) 2戸以上5戸以下 9,600円 (c) 6戸以上10戸以下 16,000円 (d) 11戸以上25戸以下 27,000円 (e) 26戸以上50戸以下 45,000円 (f) 51戸以上100戸以下 81,000円 (g) 101戸以上200戸以下 130,000円 (h) 201戸以上300戸以下 160,000円 (i) 301戸以上 170,000円</p> <p>b 共用部分（人の居住の用に供する建築物の部分のうち住宅部分を除いた部分を用いる。以下この号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円 (b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円 (c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円 (d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円 (e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円 (f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p> <p>c 非住宅部分（住宅部分及び共用部分以外の建築物の部分を用いる。以下この号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円 (b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円 (c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上</p>	<p>促進法第6条第1項の認定を受けている当該申請建築物等の住戸の数の合計数（以下この号において「既認定戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>イ 申請建築物等に係る住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合 1件につき 当該変更認定申請に係る申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ第254号イ(ア)から(ケ)までに規定する額に2分の1を乗じて得た額を既認定戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合 1件につき 申請建築物等の当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ第254号ウ(ア)又は(イ)に規定する額に2分の1を乗じて得た額を既認定戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p><u>(257)～(259) 略</u></p> <p><u>(260)</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を建築物省エネ法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関（第262号、第266号、第268号及び第270号において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。）が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合 (ア) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号、第262号、第266号、第268号及び第270号において同じ。） 1件につき 4,900円 (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分（人の居住の用に供する建築物の部分のうち住戸の部分を用いる。以下この号において同じ。） 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 4,900円 (b) 2戸以上5戸以下 9,600円 (c) 6戸以上10戸以下 16,000円 (d) 11戸以上25戸以下 27,000円 (e) 26戸以上50戸以下 45,000円 (f) 51戸以上100戸以下 81,000円 (g) 101戸以上200戸以下 130,000円 (h) 201戸以上300戸以下 160,000円 (i) 301戸以上 170,000円</p> <p>b 共用部分（人の居住の用に供する建築物の部分のうち住宅部分を除いた部分を用いる。以下この号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円 (b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円 (c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円 (d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円 (e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円 (f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p> <p>c 非住宅部分（住宅部分及び共用部分以外の建築物の部分を用いる。以下この号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円 (b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円 (c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上</p>

改正後	改正前
<p>5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p>	<p>5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p>
<p>イ 認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に定める断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価が行われているものに限る。第266号、第270号及び第272号において「特定設計住宅性能評価書」という。）が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 8,800円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の住宅部分の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 1戸 8,800円</p> <p>b 2戸以上5戸以下 23,000円</p> <p>c 6戸以上10戸以下 30,000円</p> <p>d 11戸以上25戸以下 43,000円</p> <p>e 26戸以上50戸以下 64,000円</p> <p>f 51戸以上100戸以下 100,000円</p> <p>g 101戸以上200戸以下 150,000円</p> <p>h 201戸以上300戸以下 190,000円</p> <p>i 301戸以上 200,000円</p>	<p>イ 認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に定める断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価が行われているものに限る。第262号、第266号及び第268号において「特定設計住宅性能評価書」という。）が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 8,800円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の住宅部分の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 1戸 8,800円</p> <p>b 2戸以上5戸以下 23,000円</p> <p>c 6戸以上10戸以下 30,000円</p> <p>d 11戸以上25戸以下 43,000円</p> <p>e 26戸以上50戸以下 64,000円</p> <p>f 51戸以上100戸以下 100,000円</p> <p>g 101戸以上200戸以下 150,000円</p> <p>h 201戸以上300戸以下 190,000円</p> <p>i 301戸以上 200,000円</p>
<p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 34,000円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 69,000円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 97,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 140,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 200,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 280,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 380,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 500,000円</p> <p>(i) 301戸以上 590,000円</p> <p>b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 180,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 280,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 360,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 500,000円</p> <p>c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）で定める基準が適用される場合又は特別な調査若しくは研究の結果に基づき当該基準と同等以上の基準であるとして市長が認めるものが適用される場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p>	<p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 34,000円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 69,000円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 97,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 140,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 200,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 280,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 380,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 500,000円</p> <p>(i) 301戸以上 590,000円</p> <p>b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 180,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 280,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 360,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 500,000円</p> <p>c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）で定める基準が適用される場合又は特別な調査若しくは研究の結果に基づき当該基準と同等以上の基準であるとして市長が認めるものが適用される場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p>

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 240,000円 ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 380,000円 iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 550,000円 iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 670,000円 v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 790,000円 vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 900,000円 <p>(b) (a) 以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <ul style="list-style-type: none"> i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 97,000円 ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 160,000円 iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 260,000円 iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 330,000円 v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 390,000円 vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 470,000円 	<ul style="list-style-type: none"> i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 240,000円 ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 380,000円 iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 550,000円 iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 670,000円 v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 790,000円 vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 900,000円 <p>(b) (a) 以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <ul style="list-style-type: none"> i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 97,000円 ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 160,000円 iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 260,000円 iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 330,000円 v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 390,000円 vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 470,000円
<p>(265) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第53条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査</p> <p>1件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額(確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、同号に規定する額に第199号に規定する額を加えた額。<u>第267号</u>において同じ。)又は第199号に規定する額を加えた額</p>	<p>(261) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第53条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査</p> <p>1件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額(確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、同号に規定する額に第199号に規定する額を加えた額。<u>第263号</u>において同じ。)又は第199号に規定する額を加えた額</p>
<p>(266) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更(工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。)の認定の申請(以下この号及び次号において「変更認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 変更認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 2,450円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <ul style="list-style-type: none"> a 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画(以下この号において「認定済計画」という。)に係る建築物の部分について<u>第264号ア(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額 b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について<u>第264号ア(イ)</u>の規定により算定した額 <p>イ 変更認定申請に係る建築物及び建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 4,400円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <ul style="list-style-type: none"> a 認定済計画に係る建築物の住宅部分について<u>第264号イ(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額 b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された住宅部分について<u>第264号イ(イ)</u>の規定により算定した額 <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <ul style="list-style-type: none"> a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円 b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円 <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p>	<p>(262) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更(工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。)の認定の申請(以下この号及び次号において「変更認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 変更認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 2,450円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <ul style="list-style-type: none"> a 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画(以下この号において「認定済計画」という。)に係る建築物の部分について<u>第260号ア(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額 b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について<u>第260号ア(イ)</u>の規定により算定した額 <p>イ 変更認定申請に係る建築物及び建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 4,400円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <ul style="list-style-type: none"> a 認定済計画に係る建築物の住宅部分について<u>第260号イ(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額 b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された住宅部分について<u>第260号イ(イ)</u>の規定により算定した額 <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <ul style="list-style-type: none"> a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円 b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円 <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p>

改正後	改正前
<p>a 認定済計画に係る建築物の部分について第264号ウ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第264号ウ(イ)の規定により算定した額</p> <p>(267)～(269) 略</p> <p>(270) 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(以下この号及び次号において「認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 4,900円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分を用いる。以下この号、第272号及び第274号において同じ。) 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 4,900円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 9,600円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 16,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 27,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 45,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 81,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 130,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 160,000円</p> <p>(i) 301戸以上 170,000円</p> <p>b 共用部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分を除いた部分を用いる。以下この号及び第274号において同じ。) 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p> <p>c 非住宅部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分を用いる。以下この号及び第274号において同じ。) 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p> <p>イ 認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき ア(ア)に規定する額</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 当該認定申請に係る建築物の住宅部分の住戸の総数の区分に応じア(イ) aに規定する額</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p>	<p>a 認定済計画に係る建築物の部分について第260号ウ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第260号ウ(イ)の規定により算定した額</p> <p>(263)～(265) 略</p> <p>(266) 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(以下この号及び次号において「認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 4,900円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分を用いる。以下この号、第268号及び第270号において同じ。) 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 4,900円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 9,600円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 16,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 27,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 45,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 81,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 130,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 160,000円</p> <p>(i) 301戸以上 170,000円</p> <p>b 共用部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分を除いた部分を用いる。以下この号及び第270号において同じ。) 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p> <p>c 非住宅部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分を用いる。以下この号及び第270号において同じ。) 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p> <p>イ 認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき ア(ア)に規定する額</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 当該認定申請に係る建築物の住宅部分の住戸の総数の区分に応じア(イ) aに規定する額</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p>

改正後	改正前
<p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 34,000円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 69,000円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 97,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 140,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 200,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 280,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 380,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 500,000円</p> <p>(i) 301戸以上 590,000円</p> <p>b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 180,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 280,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 360,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 500,000円</p> <p>c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合</p> <p>次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円</p> <p>iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 530,000円</p> <p>iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 650,000円</p> <p>v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 770,000円</p> <p>vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円</p> <p>(b) (a)以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円</p> <p>iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円</p> <p>iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 310,000円</p> <p>v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 370,000円</p> <p>vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 440,000円</p>	<p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 34,000円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 69,000円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 97,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 140,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 200,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 280,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 380,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 500,000円</p> <p>(i) 301戸以上 590,000円</p> <p>b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 180,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 280,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 360,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 500,000円</p> <p>c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合</p> <p>次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円</p> <p>iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 530,000円</p> <p>iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 650,000円</p> <p>v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 770,000円</p> <p>vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円</p> <p>(b) (a)以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円</p> <p>iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円</p> <p>iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 310,000円</p> <p>v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 370,000円</p> <p>vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 440,000円</p>
<p><u>(271)</u> 建築物省エネ法第30条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査</p> <p>1件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額(確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含ま</p>	<p><u>(267)</u> 建築物省エネ法第30条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査</p> <p>1件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額(確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含ま</p>

改正後	改正前
<p>れる場合にあつては、同号に規定する額に第199号に規定する額を加えた額。<u>第273号</u>において同じ。)又は第199号に規定する額を加えた額</p> <p>(272) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。)の認定の申請(以下この号及び次号において「変更認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 変更認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 2,450円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 建築物省エネ法第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この号において「認定済計画」という。)に係る建築物の部分について<u>第270号ア(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について<u>第270号ア(イ)</u>の規定により算定した額</p> <p>イ 変更認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき ア(ア)に規定する額</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の住宅部分について<u>第270号イ(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された住宅部分について<u>第270号イ(イ)</u>の規定により算定した額</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の部分について<u>第270号ウ(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について<u>第270号ウ(イ)</u>の規定により算定した額</p> <p>(273) 略</p> <p>(274) 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準(建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。)に適合している旨の認定の申請(以下この号において「認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る建築物(以下この号において「申請建築物」という。)が建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。)第25条第2項に規定する通知書、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項に規定する通知書その他市長が別に定める書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 当該申請建築物の区分に応じ<u>第270号ア</u>に規定する額</p> <p>イ 申請建築物に係る住宅品質確保法第6条第2項に規定する建設住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に定める断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価が行われているものに限る。)が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 当該申請建築物の区分に応じ<u>第270号イ</u>に規定する額</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号ロ(1)に規定する住宅部分の設計一次エネルギー消費量(以下この号において「設計一次エネルギー消費量」という。)が計算されている場合 <u>第270号ウ(ア)</u>に掲げる一戸建ての住宅の区</p>	<p>れる場合にあつては、同号に規定する額に第199号に規定する額を加えた額。<u>第269号</u>において同じ。)又は第199号に規定する額を加えた額</p> <p>(268) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。)の認定の申請(以下この号及び次号において「変更認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 変更認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 2,450円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 建築物省エネ法第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この号において「認定済計画」という。)に係る建築物の部分について<u>第266号ア(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について<u>第266号ア(イ)</u>の規定により算定した額</p> <p>イ 変更認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき ア(ア)に規定する額</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の住宅部分について<u>第266号イ(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された住宅部分について<u>第266号イ(イ)</u>の規定により算定した額</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の部分について<u>第266号ウ(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について<u>第266号ウ(イ)</u>の規定により算定した額</p> <p>(269) 略</p> <p>(270) 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準(建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。)に適合している旨の認定の申請(以下この号において「認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る建築物(以下この号において「申請建築物」という。)が建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。)第25条第2項に規定する通知書、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項に規定する通知書その他市長が別に定める書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 当該申請建築物の区分に応じ<u>第266号ア</u>に規定する額</p> <p>イ 申請建築物に係る住宅品質確保法第6条第2項に規定する建設住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に定める断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価が行われているものに限る。)が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 当該申請建築物の区分に応じ<u>第266号イ</u>に規定する額</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号ロ(1)に規定する住宅部分の設計一次エネルギー消費量(以下この号において「設計一次エネルギー消費量」という。)が計算されている場合 <u>第266号ウ(ア)</u>に掲げる一戸建ての住宅の区</p>

改正後	改正前
<p>分に応じ同号ウ(ア)に規定する額</p> <p>b a 以外の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該申請建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 <u>第270号ウ(イ)a</u>に掲げる住戸の総数の区分に応じ同号ウ(イ)aに規定する額</p> <p>(b) (a) 以外の場合 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 1戸 17,000円</p> <p>ii 2戸以上5戸以下 33,000円</p> <p>iii 6戸以上10戸以下 48,000円</p> <p>iv 11戸以上25戸以下 71,000円</p> <p>v 26戸以上50戸以下 110,000円</p> <p>vi 51戸以上100戸以下 160,000円</p> <p>vii 101戸以上200戸以下 230,000円</p> <p>viii 201戸以上300戸以下 290,000円</p> <p>ix 301戸以上 340,000円</p> <p>b 共用部分 <u>第270号ウ(イ)b</u>に掲げる建築物の区分に応じ同号ウ(イ)bに規定する額</p> <p>c 非住宅部分 <u>第270号ウ(イ)c</u>に掲げる場合の区分に応じ同号ウ(イ)cに規定する額</p> <p><u>(275)</u> 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する建築物省エネ法施行規則第11条の規定に基づく書面の交付の申請に対する審査 1件につき <u>第268号</u>に規定する額に2分の1を乗じて得た額</p> <p><u>(276)～(291)</u> 略</p> <p><u>(292)</u> 地方税法附則第15条の9第1項の規定に基づく同項に規定する耐震改修が行われた住宅が地方税法施行令(昭和25年政令第245号) <u>附則第12条第17項</u>に掲げる基準に適合する旨の証明書の交付 1件につき300円</p> <p><u>(293)</u> 地方税法附則第15条の10第1項の規定に基づく同法附則第15条の9第1項に規定する耐震改修が行われた家屋が地方税法施行令 <u>附則第12条第17項</u>に規定する基準に適合する旨の証明書の交付 1件につき300円</p> <p><u>(294)～(296)</u> 略</p> <p>第5条 <u>第2条第294号</u>のその他の公文書又は図面の謄本又は抄本の交付その他多額の費用を要するもの及び同条の規定により難しいものについては、その実費に相当する手数料を徴収することができる。</p>	<p>分に応じ同号ウ(ア)に規定する額</p> <p>b a 以外の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該申請建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 <u>第266号ウ(イ)a</u>に掲げる住戸の総数の区分に応じ同号ウ(イ)aに規定する額</p> <p>(b) (a) 以外の場合 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 1戸 17,000円</p> <p>ii 2戸以上5戸以下 33,000円</p> <p>iii 6戸以上10戸以下 48,000円</p> <p>iv 11戸以上25戸以下 71,000円</p> <p>v 26戸以上50戸以下 110,000円</p> <p>vi 51戸以上100戸以下 160,000円</p> <p>vii 101戸以上200戸以下 230,000円</p> <p>viii 201戸以上300戸以下 290,000円</p> <p>ix 301戸以上 340,000円</p> <p>b 共用部分 <u>第266号ウ(イ)b</u>に掲げる建築物の区分に応じ同号ウ(イ)bに規定する額</p> <p>c 非住宅部分 <u>第266号ウ(イ)c</u>に掲げる場合の区分に応じ同号ウ(イ)cに規定する額</p> <p><u>(271)</u> 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する建築物省エネ法施行規則第11条の規定に基づく書面の交付の申請に対する審査 1件につき <u>第264号</u>に規定する額に2分の1を乗じて得た額</p> <p><u>(272)～(287)</u> 略</p> <p><u>(288)</u> 地方税法附則第15条の9第1項の規定に基づく同項に規定する耐震改修が行われた住宅が地方税法施行令(昭和25年政令第245号) <u>附則第12条第26項</u>に掲げる基準に適合する旨の証明書の交付 1件につき300円</p> <p><u>(289)</u> 地方税法附則第15条の10第1項の規定に基づく同法附則第15条の9第1項に規定する耐震改修が行われた家屋が地方税法施行令 <u>附則第12条第26項</u>に規定する基準に適合する旨の証明書の交付 1件につき300円</p> <p><u>(290)～(292)</u> 略</p> <p>第5条 <u>第2条第290号</u>のその他の公文書又は図面の謄本又は抄本の交付その他多額の費用を要するもの及び同条の規定により難しいものについては、その実費に相当する手数料を徴収することができる。</p>

建築基準法の一部改正 新旧対照表（関係部分のみ抜粋）
 （平成30年6月27日法律第67号、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において施行）

新	旧
<p>○建築基準法 昭和二十五年五月二十四日法律第二百一十号 （建蔽率） 第五十三条 略 1～4 略</p> <p>5 <u>次の各号のいずれかに該当する建築物で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの建蔽率は、第一項から第三項までの規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとする</u>ことができる。</p> <p>一 <u>特定行政庁が街区における避難上及び消火上必要な機能の確保を図るため必要と認めて前面道路の境界線から後退して壁面線を指定した場合における、当該壁面線を越えない建築物</u></p> <p>二 <u>特定防災街区整備地区に関する都市計画において特定防災機能（密集市街地整備法第二条第三号に規定する特定防災機能をいう。次号において同じ。）の確保を図るため必要な壁面の位置の制限（道路に面する建築物の壁又はこれに代わる柱の位置及び道路に面する高さ二メートルを超える門又は塀の位置を制限するものに限る。同号において同じ。）が定められた場合における、当該壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物</u></p> <p>三 <u>第六十八条の二第一項の規定に基づく条例において防災街区整備地区計画の区域（特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画が定められている区域に限る。）における特定防災機能の確保を図るため必要な壁面の位置の制限が定められた場合における、当該壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物</u></p> <p>6 前各項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p> <p>一 <u>防火地域（第一項第二号から第四号までの規定により建蔽率の限度が十分の八とされている地域に限る。）内にある耐火建築物等</u></p> <p>二・三 略</p> <p>7～9 略</p> <p><u>（既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和）</u></p> <p>第八十七条の二 <u>第三条第二項の規定により第二十七条等の規定の適用を受けない一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合（第八十六条の八第一項に規定する場合に該当する場合を除く。）において、特定行政庁が当該二以上の工事の全体計画が次に掲げる基準に適合すると認めたときにおける第三条第二項及び前条第三項の規定の適用については、第三条第二項中「建築、修繕若しくは模様替の工事中の」とあるのは「第八十七条の二第一項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事の工事中若しくはこれらの工事の間の」と、前条第三項中「準用する」とあるのは「準用する。ただし、次条第一項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事に着手するまでは、この限りでない」とする。</u></p> <p>一 <u>一の建築物の用途の変更に伴う工事を二以上の工事に分けて行うことが当該建築物の利用状況その他の事情によりやむを得ないものであること。</u></p> <p>二 <u>全体計画に係る全ての工事の完了後において、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地が建築基準法令の規定に適合することとなること。</u></p> <p>三 <u>全体計画に係るいずれの工事の完了後においても、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障、安全上、防火上及び避難上の危険性並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害性が増大しないものであること。</u></p>	<p>○建築基準法 昭和二十五年五月二十四日法律第二百一十号 （建蔽率） 第五十三条 略 1～4 略</p> <p>5 前各項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p> <p>一 <u>第一項第二号から第四号までの規定により建蔽率の限度が十分の八とされている地域内で、かつ、防火地域内にある耐火建築物</u></p> <p>二・三 略</p> <p>6～7 略</p>

新	旧
<p><u>2 第八十六条の八第二項から第六項までの規定は、前項の認定について準用する。</u></p> <p><u>(建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する 場合の制限の緩和)</u></p> <p><u>第八十七条の三 非常災害があつた場合において、非常災害区域等内にある建築物の用途を変更して災害救助用建築物（住宅、病院その他これらに類する建築物で、国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために使用するものをいう。第三項及び第一百一条第一項第十六号において同じ。）として使用するとき（その災害が発生した日から一月以内に当該用途の変更に着手するときに限る。）における当該災害救助用建築物については、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、非常災害区域等のうち防火地域内にある建築物については、この限りでない。</u></p> <p><u>2 災害があつた場合において、建築物の用途を変更して公益的建築物（学校、集会場その他これらに類する公益上必要な用途に供する建築物をいう。次項及び第一百一条第一項第十六号において同じ。）として使用するときにおける当該公益的建築物については、第十二条第一項から第四項まで、第二十一条、第二十二条、第二十六条、第三十条、第三十四条第二項、第三十五条、第三十六条（第二十一条、第二十六条、第三十四条第二項及び第三十五条に係る部分に限る。）、第三十九条、第四十条、第三章並びに第八十七条第一項及び第二項の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>3 建築物の用途を変更して第一項の災害救助用建築物又は前項の公益的建築物とした者は、その用途の変更を完了した後三月を超えて当該建築物を引き続き災害救助用建築物又は公益的建築物として使用しようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、当該建築物を引き続き災害救助用建築物又は公益的建築物として使用することができる。</u></p> <p><u>4 特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、二年以内の期間を限つて、その許可をすることができる。</u></p> <p><u>5 特定行政庁は、建築物の用途を変更して興行場等（興行場、博覧会建築物、店舗その他これらに類する建築物をいう。以下同じ。）とする場合における当該興行場等について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、一年以内の期間（建築物の用途を変更して代替建築物（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて使用する興行場、店舗その他これらに類する建築物をいう。）とする場合における当該代替建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）を定めて、当該建築物を興行場等として使用することを許可することができる。この場合においては、第十二条第一項から第四項まで、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十六条、第二十七条、第三十四条第二項、第三十五条の二、第三十五条の三、第三章及び第八十七条第二項の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>6 特定行政庁は、建築物の用途を変更して特別興行場等（国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別の必要がある興行場等をいう。以下この項において同じ。）とする場合における当該特別興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該特別興行場等の使用上必要と認める期間を定めて、当該建築物を特別興行場等として使用することを許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。</u></p> <p><u>7 特定行政庁は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。</u></p>	

新	旧
<p>(建築設備への準用)</p> <p><u>第八十七条の四</u> 政令で指定する昇降機その他の建築設備を第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける場合においては、同項(<u>第八十七条第一項</u>において準用する場合を含む。)の規定による確認又は第十八条第二項(<u>第八十七条第一項</u>において準用する場合を含む。)の規定による通知を要する場合を除き、第六条(第三項、第五項及び第六項を除く。)、第六条の二(第三項を除く。)、第六条の四(第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第七条から第七条の四まで、第七条の五(第六条の四第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第七条の六、第十八条(第四項から第十三項まで及び第二十五項を除く。)及び第八十九条から第九十条の三までの規定を準用する。この場合において、第六条第四項中「同項第一号から第三号までに係るものにあつてはその受理した日から三十五日以内に、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に」とあるのは、「その受理した日から七日以内に」と読み替えるものとする。</p>	<p>(建築設備への準用)</p> <p><u>第八十七条の二</u> 政令で指定する昇降機その他の建築設備を第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける場合においては、同項(<u>前条第一項</u>において準用する場合を含む。)の規定による確認又は第十八条第二項(<u>前条第一項</u>において準用する場合を含む。)の規定による通知を要する場合を除き、第六条(第三項、第五項及び第六項を除く。)、第六条の二(第三項を除く。)、第六条の四(第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第七条から第七条の四まで、第七条の五(第六条の四第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第七条の六、第十八条(第四項から第十三項まで及び第二十五項を除く。)及び第八十九条から第九十条の三までの規定を準用する。この場合において、第六条第四項中「同項第一号から第三号までに係るものにあつてはその受理した日から三十五日以内に、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に」とあるのは、「その受理した日から七日以内に」と読み替えるものとする。</p>